

京都市教育委員会教育長訓令甲第8号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第2条指導室の款下京渉成小学校開設準備室の項を削り、同款開晴小中学校開設準備室の項の次に次の1項を加える。

東山区南部小中一貫校開設準備室

- (1) 東山区南部小中一貫校の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 東山区南部小中一貫校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 東山区南部小中一貫校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)